

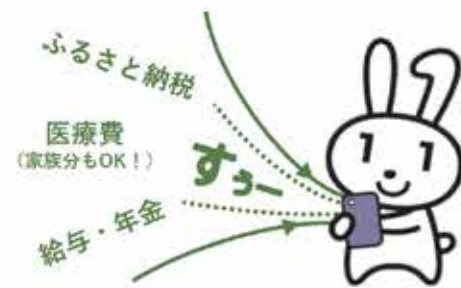
たまでんBOARD

確定申告は
マイナポータル連携で
自動入力

新年賀詞交歓会・新春記念講演会
令和7年度 税制改正大綱

撮影場所：JRA馬事公苑

確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度ご利用いただくとそのメリットを実感！翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

利用した方から驚きの声！



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。



マイナポータル連携を利用するための事前準備は次頁をご確認ください

マイナポータル連携を利用するための事前準備

👉 手順に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



- ① 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
- ② 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

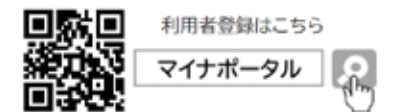
準備手順



STEP1

✓ マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



STEP2

✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択

証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



STEP3

✓ マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携

マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

STEP4

✓ 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

- 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
- 2 企業連携の実施
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

STEP5

✓ e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！
確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



令和7年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、
税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が
引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。
①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。
②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。
※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与と制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととされます。
③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
②免税販売の対象外とされている日常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることを見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

会員の
みなさまの
ご紹介

黒字化支援、財務経営力の強化支援に取り組んでおります。



第5支部

大楽公認会計士・税理士事務所

所長 大楽 弘幸

弊事務所は2021年10月に用賀で独立開業してから、3年5ヵ月目となり、まだ日は浅いですが私生活では、妻の実家近くの用賀に社会人から住み始めて20数年が経ちました。子供も3人となり、一番下の子は、地元の小学校へ通っており、用賀住民としてもこの地に根を下ろして生活しております。“大楽”という名前は非常に珍しく、“だいらく”と読みます。“楽”の旧字体を使用しているのは、資格登録が旧字体なので、専門家サイトで検索するとき旧字体でないと検索にヒットしないためです。父方の出身が福島県いわき市で、地元では多少この名字の方がいるようです。

私の経歴としましては、大学卒業後、大手監査法人に勤務しメガバンク等の監査を経験するとともに、ファンド運用会社での上場業務にも携わりました。また、監査法人勤務期間中は、国の省庁である金融庁での勤務も2年ほど経験しました。金融庁からの帰任後は、M&A業務やコンサルティング業務に従事した後、独立して会計事務所を始めました。

弊事務所は、法人及び個人の事業に係る税務申告、個人の相続税申告を主に対応しております。都内周辺は不動産価値が高いため、不動産を保有しているだけで、相続税の基礎控除を超えてしまうことも多いので、相続対策が必要になってきます。相続が始まってからではできない対策も限られますので、事前の対策が非常に重要となります。また、弊事務所の特徴として、診療所・クリニックの申告を得意としております。毎年の申告のみならず、毎月訪問し、開業支援から経営相談まで広く支援をさせていただいております。

ご来所いただく際には、事前にご予約いただけますとスムーズに対応ができるかと思います。



大楽公認会計士・税理士事務所

【住所】 世田谷区用賀4-5-21
第一小林ビル403号
【電話】 090-9820-3910
【営業時間】 9:00~18:00
【定休日】 土・日・祝日
【URL】 <https://www.dairaku-accfirm.com/>

玉川法人会の活動報告

Activity Reports

つり同好会出航です!

つり同好会

日時 1月19日(日)4時~
場所 千葉県旭市飯岡港 参加者 5名



朝4時集合で千葉県旭市飯岡港の隆正丸に乗船です。今回は寒ヒラメ釣りです。参加者は笠原さん、橘さん、中山さん、鍋島さん、わたくし丸山の5人です。

鍋島さんの社員さん2名は急な仕事で不参加でした。ということで24人乗りの大きな船に5人しか乗船しておらず、気候と同じように寂しい感じがしました。

釣果のトップは鍋島さんの12匹、2番手はわたくし丸山の11匹、そして橘さん7匹、中山さん6匹、笠原さん6匹でした。いつも2~3枚程度でしたので今回は大漁でした。次回は館山相浜港の予定です。皆様参加をお待ちしております。(つり同好会 丸山 正高)



第43回新春奥沢地区まつり

第1支部

日時 1月19日(日)9時~
場所 東玉川小学校 参加者 10名



毎年この時期に行われている第43回新春奥沢地区まつりに第1支部は参加してきました。

昨年は大雪のため中止になりましたので、2年ぶりの開催です。今年は天候も良く、第1支部より10名、そして奥沢中学校のボランティアの方が7名と計17名で「税金クイズ」を実施しました。約200名の方に回答いただき、お菓子やお花をプレゼントしました。ブースの内容は決まっておりませんが、来年も参加する予定です。



(第1支部 広報委員 山崎 武一郎)

第26回 女性部会 SKT連絡協議会

女性部会

日時 2月6日(木)10時~
場所 北沢法人会館 参加者 5名



今回で26回目となるSTK連絡協議会に玉川法人会女性部会員5名で参加いたしました。

「食品ロスについて」と題した、有限会社サスティナブル・デザインの西原弘氏の講演を拝聴いたしました。女性部会では特に取組みを強化しているテーマで、講演の中で食品ロスの問題点や法人会としてできることを考えるワークもあり、楽しく意見交換できました。

また、SGDsとの関連や取組みのアイデアも伺えて、今後の活動に活かせそうです。講演会後の懇談会では、SKTで協力したいことなども話題に出て、楽しく有意義な時間となりました。

(女性部会 古屋 真喜子)

第2支部新年会

第2支部

日時 2月7日(金)18時30分~
場所 リバティビル内ソルフェージュ 参加者 37名



支部会員の交流、新規入会者との新たな出会いの場として、新たに第2支部会員になられた(株)リバティビル様のスポーツクラブ内のイタリアンレストランにて新年会を開催しました。

坂東会長、玉川税務署、他支部からも沢山の会員の方々がご参加くださり、テーブル席でしたがグラスを傾けながら仕事の話、趣味の話で笑い声も絶えず、大変寒い日でしたが熱気溢れる素晴らしい交流の場となりました。

(第2支部 広報委員 神保 行宏)

女性部会 お料理講習会

女性部会

日時 2月12日(水)11時30分～ 場所 Kaboアゴラ 参加者 14名



を簡単に作ることができます。はじめは、なかなかうまく巻けず脇から酢飯が飛び出したり、具材が真ん中にできず四苦八苦！しかし、指導のおかげもあって、なかなかのキレイな太巻きができました。



その後、皆さんでできた太巻きを試食しました。女性部会員でもある「神田屋すし」の金子さんがこの日のために、二日間煮込んでくださった干瓢(かんぴょう)がとても美味しく皆さん感激していました。2本作った太

女性部会のお料理講習会第3弾として、用賀「鮭やぎはし」の板前、木橋健吉さんに丁寧なご指導をしていただき、太巻き作りの挑戦をいたしました。

昔は子供の運動会やお祝い事、ピクニック等の行事には巻きずしを作りましたが、今はその機会がすっかりなくなりました。今回は特に難しい、太巻きの巻き方の基本ポイントを教えていただきました。具材が真ん中にくるように上手に巻くコツがあるそうです。コツさえ覚えれば、具材を真ん中に見た目もキレイな太巻き



巻きは1本は試食し、1本はお土産にしました。今回使用した巻きずしも持ち帰り、早速自宅でもチャレンジしてみると言っている方もいらっしゃいました。

(女性部会長 松野 京子)

第6支部新年会

第6支部

日時 2月12日(水)18時～
場所 神田屋すし 参加者 20名



節分も終わり、新年のお祝いムードからは少し遅くなりましたが、第6支部の新年会を桜新町の「神田屋すし」さんで行いました。

この会の為に貸し切りをしていただき、尚且つ予算もワガママを聞いていただきました。一流の職人技を間近で見ながら、提供される料理はどれも本当に美味しく大満足でした。美味しい料理

とお酒があれば、懇親を深めるのにも時間はかからず、今後の支部事業への取り組みについても活発に意見交換ができました。新年初めの行事として幸先の良いスタートとなりました。神田屋すしの金子さんありがとうございました。



(第6支部 広報委員 渡邊 修)

第4支部新年会

第4支部

日時 2月12日(水)19時～
場所 カマタ食堂 参加者 14名



第4支部は定例会議の後に懇親会を行っていますが、今回は今年初めの集まりになりましたので、新年会を兼ねた会になりました。家庭的な雰囲気の一軒家ダイニングで、旬の世田谷野菜や新鮮な海鮮の美味しい「カマタ食堂」にて行いました。

坂東会長にご挨拶をいただいた後、上平支部長のご進行のもと、終始和やかな雰囲気でお会合が深まりました。

(第4支部 広報委員 岡島 喜久子)

上級救命講習会

社会貢献委員会

日時 2月13日(木)9時～ 場所 玉川消防署 参加者 30名



社会貢献委員会では、年2回「上級救命講習会」を開催しています。今回も玉川消防署地下一階において、(公社)東京防災救急協会のご協力をいただき、一日をかけてAEDの使い方、心肺蘇生、傷病者管理、外傷の応急手当などについて学びました。

映像やスライドに合わせて解説をいただき、救命に必要な止血や人工呼吸の実技などにも取り組みました。長時間の講習でしたが全員で乗り切ることができました。上級救命技能認定証の有効期限は3年間。内容も世時に応じてアップデートされているので、



3年毎に受講していくことが大切です。募集から認定証の当日配布等、運営にご尽力いただいた関係者の皆様ありがとうございました。今回参加できなかった会員の方は、ぜひ次回のご参加をお待ちしております。

(社会貢献委員長 永田 裕)

■上級救命講習会は…企業にとって、役職員が上級救命技能認定証を取得することで、健康経営・企業防衛、並びに近隣等への社会貢献に寄与できる重要な事業です。

第46回ワイン研究同好会

ワイン研究同好会

日時 2月14日(金)18時30分～
場所 BonneSante Nature 参加者 12名



当日は日没から急に冷え込み、会場には連絡の行き違いがあり早く到着してしまいました。お店の開場が18時30分からのため、それまでに凍えるかと思いましたが店内はとても暖かく、スタッフの皆さんのホスピタリティーも大変良く、暖かな雰囲気のお店でした。

お店の料理は、オーナーシェフのタカノ ユキさん特製の『腸内環境を整えて内側から美しくなるディナー』をいただくと共に会員の長崎さんからは、特大の生ガキの差入れがあり、参加者全員で賞味させていただきましたが、「頬っぺたが落ちる～」様な絶品の牡蠣のソテーに『白ワイン』が良く合い、大満足のワイン会となりました。

(ワイン研究同好会 坂東 義治)

第6支部 防火防災イベント

第6支部

日時 2月16日(日)8時30分～
場所 深沢小学校校庭 参加者 30名



第6支部の新たな企画として、防火防災イベントを深沢小学校で行いました。

世田谷区の協力で、煙中体験やアルファ米の炊き出し、仮設トイレの設置など、災害時に必要となる実践的な訓練を行いました。

また、玉川消防署と玉川消防団の協力で初期消火訓練やミニ防火衣体験と、大人気の消防車の展示も行っており、子供たちは目を輝かせながら消防車に試乗をしていました。子供たちにも良い体験となったと思いますが、大人にも日頃の防災意識を高める、良い機会になったのではないのでしょうか。

初開催ということもあり、改善点なども多々ありましたので、来年以降も恒例行事として続けられるよう検討してまいります。

(第6支部 広報委員 渡邊 修)

第1支部 女性部交流会

第1支部

日時 2月18日(火) 17時30分～

場所 LATTE GRAPHIC 自由が丘店 参加者 10名



第1支部の女性部交流会をカフェダイニング「LATTE GRAPHIC 自由が丘店」で開催いたしました。

今回は旧第1支部と旧第2支部との支部再編後初めての女性部交流会ということで、普段とはまた違った雰囲気での交流会となりました。

はじめこそ皆さん大人しく、口数も少なかったものの、お料理とお酒が進むにつれてお話しもはずみ、気づけばあっという間の大盛況な2時間となりました。



(第1支部 女性部会班長 井出直美)

第6回研修委員会及び意見交換会

研修委員会

日時 2月21日(金) 18時～

場所 八仙閣 杏仁坊 参加者 11名



第6回研修委員会を二子玉川「八仙閣 杏仁坊」にて行いました。

新春記念講演会の振り返りについて、舞の海秀平氏の講演内容は概ね好評であったと報告がなされ、令和7年度事業計画は、参加者全員の同意を経て可決されました。村田副会長から委員会の年間スロガン設定の要請があり、豊島委員・吉田委員から提案があった「新しい知識と情報とともに」に決定しました。

委員会の後に行われました意見交換会では、吉田委員の紹介による「八仙閣杏仁坊」の絶品中華料理を堪能しながら、一年間の委員会活動と各委員の奮闘に対して委員長から謝意があり、和気藹々と意見交換が行われました。

(研修委員会)

第3支部新年会

第3支部

日時 2月18日(火) 18時30分～ 場所 BonneSante Nature 参加者 27名



今年の新年会は、第3支部の会員でもある「BonneSante Nature」にて、旧第5支部、旧第6支部、旧第7支部の正副支部長を交えて開催しました。

自然農法や有機野菜のデリ、無添加お肉料理や自然派ワインなど、こだわりの食材を生かしたヘルシーなお料理をいただきながら、二子玉川でギター教室「Master Music」主宰の花村 博人さんによるギターソロライブを鑑賞しました。映画『マチネの終りに』より「幸福の硬貨」など、優しい音色にうっとり、ぜいたくな時間を楽しみました。

その後、行われた参加者全員による自己紹介スピーチでは、お題を「新年からやってみたくらいと思っていること、始めていること」



とし、それぞれのお仕事や趣味、現在から将来にわたる夢や野望を語っていただきました。皆さん、アクティブに生きている方ばかりなので、スケールも大きく、聞いているだけでワクワクするお話ばかりでした。「なんて、素敵な仲間たち!」と感動しました。皆さんお互い刺激を受け合い、とても有意義な時間となりました。

トライアル期間も終わり、いよいよ新年度から旧第6支部、旧第7支部、旧第5支部の一部がひとつの第3支部として本格的に活動がスタートします。会員の皆さんそれぞれが、本当に楽しいと感じることを行っていくことで、法人会全体もますます盛り上がりて行くことと思います!!

(第3支部 広報委員 守永文子)

新春記念講演会「可能性への挑戦」

日時 1月16日(火) 16時45分～

場所 二子玉川エクセルホテル東急 30階大宴会場「たまがわ」

講師 舞の海 秀平氏

人数 111名



NHKの大相撲解説やバラエティ番組でもお馴染みの元大相撲力士の舞の海 秀平さんに「可能性への挑戦」というテーマで講演していただきました。颯爽と登壇された舞の海さんは、力士になると決めたことこそ、「可能性への挑戦」だったとお話しをされました。

相撲の強豪校である青森県立木造高校を卒業後、日本大学経済学部に進学し相撲部に入部。しかし、大学時代は体づくりに苦勞をし、一度は教師になることを決めていたが、大学の後輩の急死を契機として一転困難な大相撲入りを目指したそうです。

一度は教師になると決めていたにも拘らず、困難な力士を目指す決めた時から始まった「可能性への挑戦」。新弟子検査では身長が基準に足りないことから、一度不合格を経験した後、様々な工夫をして二度目で見事合格したことや、当時300kgを超える体重の小錦関との対戦のことや、懸賞旗のこと、大相撲中継に映る有名人のことなど、ユーモアを交えて楽しくお話しくださいました。会員の皆さんもうなづきながら、笑顔で興味深く聞いていました。これから大相撲中継を見る楽しみが増えました。

「可能性への挑戦」こそ、玉川法人会の会員が目指す今年の方針だと、皆さんも心の中で強く思ったのではないのでしょうか。

(広報委員長 田村尚美)

令和7年 新年賀詞交歓会

日時 1月16日(木) 19時～

場所 二子玉川エクセルホテル東急 30階大宴会場「たまがわ」

人数 111名

司会 角田青年部会長



坂東会長



清田玉川税務署長



保坂世田谷区長



田畑最高顧問



石井税制委員長



大塚総務委員長

新春講演会「舞の海 秀平」さんのお話しを聞いた後は、令和7年新年賀詞交歓会が開催されました。坂東会長の挨拶に続き、清田玉川税務署長、保坂世田谷区長が挨拶をしてくださいました。世田谷区は、ふるさと納税でなんと100億円も税金が流出しているという切実なお話で、法人会への協力も要請されていました。また、ポイント選択式で防災グッズを区民に届けたことなどをお話しなさいました。

乾杯の音頭は、久しぶりに田畑最高顧問のご登場です。立食形式での開催なので、皆さん忙しくあちらこちらで、会話が弾みます。角田青年部会長の軽快な司会で、新入会員の皆さんも楽しく登壇して、賑やかな新年賀詞交歓会となりました。

最後は石井副会長の中締め、大塚総務委員長の閉会の辞と続き、名残惜しくも皆さん会場を後にしました。

(広報委員長 田村尚美)

第4支部



ベンリー経堂店(株式会社プライムアシスタンス)

代表者 大倉 岳 業種 生活支援サービス
 所在地 赤堤3-14-3 ポンパドゥール赤堤地下1階
 電話 0120-505-904 HP <https://kyodo.benry.com/>

暮らしのお困りごとは、ベンリー経堂店におまかせください。ハウスクリーニング、エアコンクリーニング、草刈り、家具移動、引っ越し、リフォーム等、さまざまなサービスメニューを取り揃え、皆さまの日々の暮らしをしっかりとサポートさせていただきます。(見積無料)

第6支部



株式会社亀井造園

代表者 亀井 貴司 業種 剪定・造園工事・樹木の販売
 所在地 深沢6-2-4 電話 03-3701-1322
 HP <https://kameizoen.com>

個人邸・マンション・ビル問わず、世田谷区・大田区エリアの施工を中心に、数年後を想定した管理、樹木のお手入れのアドバイス、アフターケアを行なっております。自社オリジナル作業着の製造販売やスナックみどり(深沢)も経営しております。

令和6年度にご入会いただいた会員のみなさま(未紹介の方)

(令和6年4月から)

法人名	代表者	業種	所在地	電話	支部
株式会社リライフ	桑野 浩司	設備工事業	大田区東嶺町6-3 田園アネックス102	03-6425-6112	1
株式会社パッション・インサイド	李 朗	飲食業	玉川3-20-4 グランフォレ2D	03-6447-9170	2
有限会社友愛コンサルタント	本村 保夫	不動産賃貸業・管理業	港区南青山2-4-8	03-5474-3608	2
株式会社リパティヒル	栗山 雅則	会員制スポーツクラブ	目黒区八雲3-26-6 リパティヒルクラブ	03-5731-5731	2
明治安田生命保険相互会社	営業部長 田岡 佑太郎	保険業	千代田区丸の内2-1-1	03-3283-8111	2
株式会社RED RIGGER	林 義夫	音響・照明等舞台設備機器の設置	玉川4-26-10	03-6805-6939	2
株式会社VIVANT	守永 文子	不動産業	玉川3-9-10 マノア玉川第2 302号	03-4400-4715	3
篠田修税理士事務所	篠田 修	税理士事務所	玉川3-9-10 マノア玉川第2 307号	080-5182-7774	3
玉川法律事務所	松山 太郎	法律事務所	玉川2-5-5 Terrace FUTAKOTAMAGAWA 1B	03-6824-0530	3
Pisolina	軸屋 歩	整体サロン	玉川2-5-5 Terrace FUTAKOTAMAGAWA 2B	090-5028-8524	3
株式会社SANBITS	針ヶ谷 正徳	学習塾の運営	玉川台2-3-18	080-3735-4364	3
株式会社さゝ家	内田 文行	そば屋	神奈川県横浜市旭区小高町170-18	045-373-7535	3
合同会社八重山コナ 二子玉川鍼灸院	町田 宗士	療術業	玉川3-29-14 T/CUBE 101	03-6411-7307	3
株式会社大塚商会 世田谷支店	吉岡 幸典	機械器具卸売業	三軒茶屋2-11-22 サンタワーズセンタービル9F	03-5431-1521	3
株式会社 結(めがね食堂 a la gri)	梅野 匡	フレンチレストラン	玉川2-10-7 二子玉川さくらテラス 1F	03-4400-6828	3
合同会社VANET	加藤 隆一	損害保険代理業	大蔵1-2-1-703	03-5727-8680	4
Odorantes株式会社	赤井 晃子	生活関連サービス業	宇奈根3-13-2 C-1	080-1189-5577	4
スマート保険企画株式会社	桐生 和夫	保険代理店、他	世田谷区桜丘5-51-3 つっぱビル2F	03-5429-1020	4
行政書士 五十嵐聡一 事務所	五十嵐 聡一	行政書士事務所	用賀3-15-11 ウェルス用賀台403	050-3696-9533	5
株式会社シュンナフード	日高 辰也	仕出し弁当製造販売	中町4-28-8	090-2636-8608	5
むらめん株式会社	村井 良行	製麺製造業	用賀3-5-4	03-3708-3531	5
株式会社エムケーマネジメント	和田 紘子	不動産賃貸業	上用賀6-4-1	03-3428-7652	5
安部秀俊公認会計士税理士事務所	安部 秀俊	公認会計士、税理士事務所	上馬4-8-3	090-4717-5892	6

※個人情報取り扱い上、賛助会員の皆さまは、ご掲載希望の方のみ、掲載させていただきます。ご掲載希望の方は、玉川法人会事務局まで、ご一報くださいますようお願いいたします。

マラソンで健康づくり

新宿シティハーフマラソンに協賛

東法連



1月26日、第22回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンが新宿区霞ヶ丘の国立競技場で開催された。大会は吉住健一新宿区長を会長とする新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン実行委員会および公益財団法人東京陸上競技協会が主催。東法連は(公財)全国法人会総連合と(公財)東法連特定退職金共済会と共に大会に協賛し、大会プログラムに広告を掲載することで、法人会のPRを行っている。当日は晴天の下、ハーフマラソン、10kmマラソンなどに合

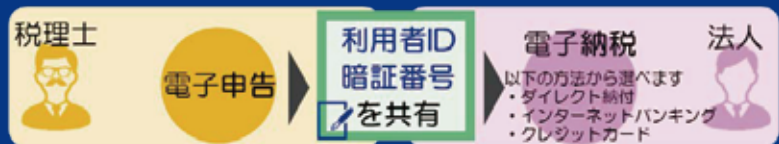
計約1万4千名が参加した。ハーフマラソンは国立競技場をスタートし、外苑いちよう並木や御苑トンネル、新宿アルタ前、神楽坂などを通る起伏に富んだコース。出場した横原耕太郎専務理事ならびに事務局職員は全員完走し、日頃の健康づくりの成果を発揮した。



「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、ダイレクト納付など法人側で簡単に電子納税ができます！

詳しくは、こちら⇒



【お問合せ先】
 東京都主税局徴収部徴収指導課
 TEL(直通) : 03-5388-2984

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
 国税に関する申告や納税、
 申請・届出などの手続が
 インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
 するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
 詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は「税に関する絵はがきコンクール」など様々な租税教育活動に取り組んでいます

中小企業者向け省エネ促進税制

● 法人事業税・個人事業税の減免 ●

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kI以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課(個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
 - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

法人会からの提言

「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!

意見広告



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人全国法人会総連合(略称:全法連)は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。

主要先進国の債務残高(対GDP比)



公益財団法人全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い税制は継続すべきではない。こども・子育て政策(加給化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の増進改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な増税とも言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、双方調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず身より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。今後の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は増大している。政治資金不正の不正の発覚しなどに取組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が利益にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。
(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本邦化、適用所得金額の引き上げ。
(2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本邦化。
(3)中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の懸念が深まることになる。
(1)事業用資産を一般資産と切り離した格別の事業承継税制の創設
(2)取引相場のない株式の評価の見直し
(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の見直しを含めてその見直しを求める。
(1)インボイス制度は導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは

公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



EVENT SCHEDULE | 行事予定 |

3月

日	曜	行 事	場 所 (時間)
4	火	第3支部 第6回役員会(旧7支部)	17:30 用賀倶楽部
6	木	青年部会 全体連絡会議・懇談会	18:30 未定
7	金	第5支部「やってみよう!ポイストレーニング」	18:30 上用賀アートホール
10	月	広報委員会	18:00 玉川ボランティアビューロー
10	月	税制委員会	18:00 玉川法人会事務局
11	火	玉川法人会 正副会長会議	13:30 玉川法人会事務局
11	火	玉川法人会 理事会	15:00 玉川町会会館
12	水	女性部会 役員会	14:00 玉川法人会事務局
13	木	第1支部 企業交流会	18:30 自由が丘PLUS南口店
16	日	防災避難所訓練(第3支部)	13:00 瀬田中学校
18	火	決算法人説明会 ★	13:30 玉川町会会館
18	火	第3支部「最先端の検診と食事を学べるダブル講座」	18:00 丸三証券 二子玉川支店
21	金	厚生委員会 ビジネス交流会	18:00 やさいの王様用賀店
23・30	日	生活習慣病健康診断	09:00 玉川せせらぎホール
26	水	総務委員会・意見交換会	17:00 未定

4月

日	曜	行 事	場 所 (時間)
10	木	広報委員会	18:00 二子玉川地区会館
13	日	第36回 さくらまつり(第6支部) ★	11:00 桜新町駅前通り
13	日	青年部会 TAMAGAWA Marché	10:00 玉川緑地
14	月	玉川法人会 正副会長会議	13:30 玉川法人会事務局
14	月	玉川法人会 理事会	15:00 玉川税務署
25	金	決算法人説明会 ★	13:30 玉川税務署

※上記は2025年2月21日現在のものです。状況により、予定は変更される場合があります。最新情報は、玉川法人会ホームページをご確認ください。
 ※★マークは一般の方も参加できる行事です。イベント参加をご希望の方は、玉川法人会事務局へお問い合わせください。

編集後記

第5支部 広報委員会副委員長 清水 正広

今号の表紙は、第5支部管内にあります「馬事公苑」です。馬事公苑は昭和15年9月に開苑しました。用賀に住んでいた第40代内閣総理大臣東条英機が、馬に乗って視察したことがあったそうで、長きに渡り戦争のために使用されていて「修練場」と呼ばれていました。戦争が終わり昭和29年日本中央競馬会の設

立により同会の管轄下に置かれ、再び「馬事公苑」の名になりました。その後、皆さんもご存知のように、昭和39年、令和3年にオリンピックやパラリンピックの馬術競技の会場として使用されました。令和5年11月3日、改装工事が終了し馬事公苑はリニューアルオープンし、たくさんの新しい施設が誕生しました。

会費納付ご請求のお知らせ

玉川法人会の会費納付ご請求は4月および10月の2回となっております。

4月22日(火)が口座引落日となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

※ご指定の金融機関により口座引落日は異なる場合がございます。 ※年払いの会員様は4月のみお引き落としとなっております。

たまでんBOARD 3月号 (Vol.223号 通巻323号)

発行人 公益社団法人 玉川法人会 会長 坂東義治

編集 公益社団法人 玉川法人会 広報委員会

〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-1-15

TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

https://www.tamagawa.or.jp



公益社団法人
玉川法人会

「正しい税知識を身に付けたい」
「経営者としての資質を向上させたい」
「経営者の仲間を作りたい」

“法人会”は経営者の皆さんを支援する全国的な組織です。

